魚津市における再生可能エネルギー等導入計画策定支援事業 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本市では、令和2年2月24日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その後、令和3年3月に今後10年間にわたる環境行政の最上位計画となる「第2次魚津市環境基本計画」を策定し、同年同月に事務事業の温室効果ガス排出量の削減に取組むため「第4次地球温暖化防止魚津市役所実行計画」を策定した。

今後、地球温暖化対策に資する取組をさらに推進していくため、2050年までの脱炭素社会に向けた「(仮称)魚津市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、ゼロカーボンシティを達成するための取組方針や重点施策等について取りまとめる予定としている。

「魚津市における再生可能エネルギー等導入計画策定支援事業(以下「本件事業」という。)」では、環境省の取り組む「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」を活用し、再生可能エネルギー関連事業の実現可能性調査、将来ビジョン、脱炭素シナリオの構想の取りまとめ、再生可能エネルギーの導入目標を策定することを目的としている。

この要領に定める公募型プロポーザルは、本件事業を委託するにあたり広く企画提案を募集し、最も適切な者を本件事業の受託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1)業務名 魚津市における再生可能エネルギー等導入計画策定支援事業
- (2)業務内容 「魚津市における再生可能エネルギー等導入計画策定支援事業仕様書」のとおり。
- (3)業務期間 契約日から令和4年1月31日(月)まで
- (4)委託限度額 ¥9,320,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※仕様書に記載された「業務内容(5)協議会の開催支援」のうち、委員への謝礼金や会場使用料等の費用は上記委託限度額に

(5) 前払い金の有無 無

3 参加要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4第1項各号に該当する者ではないこと。
- (2) 魚津市契約規則(平成 29 年魚津市規則第4号)第3条に規定する競争入札参加資格者名簿(令和3・4年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿)に提案書提出日までに登録されていること。
 - ※登録が必要な場合は、魚津市HPを参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えてください。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10番1号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL: 0765-23-1088

- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始 の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続き開始 の申立てをしている者ではないこと。
- (4) 魚津市税及び国税について滞納がないこと。魚津市に納税義務を有しないもの にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資 産税を滞納していないこと。
- (5)役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守 (コンプライアンス) の仕組みが整備されていること。
- (7)過去5年以内に、地方公共団体が発注する「再生可能エネルギーに関する導入

可能性調査業務や設計業務」及び「環境基本計画や地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)等の脱炭素に関する地域計画作成業務」の受注実績を、それ ぞれ1件以上有すること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和3年6月21日(月)17時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式第7号)により、電子メールにて提出すること。 なお、メール送信後に担当部署(巻末に記載)まで電話連絡をする こと。
- (3) 提出先 planners@city.uozu.lg.jp
- (4) 回答日 市HPで順次回答
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて市HP上で回答 ※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要となる書類 ※すべて原本を1部提出する。
 - ①参加表明書(様式第1号)
 - ※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
 - ②会社概要書(様式第2号)
 - ③業務実績書(様式第3号)
 - ④業務実施体制 (様式第4号)
 - ⑤ 実施体制図 (様式第5号)
- (2) 参加表明書の提出
 - ①提出期限 令和3年6月25日(金) 17時まで(必着)
 - ②提出先 担当部署(巻末に記載)
 - ③提出方法 上記提出先まで持参または郵送
- 6 企画提案書等の作成要領

- (1) 企画提案に必要となる書類 ※すべて 10 部提出とする。
 - ①企画提案書提出届 (様式第6号)
 - ※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
 - ②企画提案書(様式第6号の1)

A 4 サイズ 10 ページ以内とする。

- ※様式第6号の1を使用して、各設問に対する提案を行うこと。補足資料等については任意様式を認めるがページ数は上限を超えないこと。
- ③参考見積書(押印のあるもの)(任意様式)
- (2) 提出先 担当部署(巻末に記載)
- (3) 提出方法 上記提出先まで持参または郵送
- (4) 提出期限 令和3年7月8日(木)17時まで(必着)

7 審查方法

プロポーザルの審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

(1) 第1次審査(書類審査)

参加資格要件を満たす者の中から、参加表明にかかる書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者を選定する。

(2) 第2次審査 (プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

- ① 実施予定日 令和3年7月16日(金)(予定)
- ② プレゼンテーション内容
- ・プレゼンテーションの時間は1者あたり説明20分、質疑10分を目安とする。
- プレゼンテーションはリモートで実施するものとする。
 - ※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

(3) 審査基準及び配点

評価基準		配点
1 執行体制・実績	業務実績	10 点
	実施体制	10 点
	配置予定技術者が有する資格、実績	5 点
	事業への理解度	10 点
	地域の特性・課題の整理等	15 点
	温室効果ガス吸排出量の調査・推計	10 点
2 企画提案の内容	再生可能エネルギーの賦存量・利用	10 点
(適格性、実現可能性)	可能量調査・推計	
	再生可能エネルギーの導入目標の設	15 点
	定、推進体制の構築	19 Ж
	事業実施スケジュール	10 点
3 参考見積書の妥当性		5 点
	合 計	100 点

- ※ 評価する資格は、技術士(総合技術監理部門、環境部門、森林部門等)、RCCM (電気電子)、エネルギー管理士、電気主任技術者等の専門分野の資格、そ の他業務遂行に際し有益と認められる資格とする。
- ※ 「1 執行体制・実績」「2 企画提案の内容」においては、コロナ禍における対応方法等も審査の対象とする。
- ※ 「業務実績」は、参加資格にある過去5年以内に地方公共団体が発注する「再生可能エネルギーに関する導入可能性調査業務や設計業務」及び「環境基本計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)等の脱炭素に関する地域計画作成業務」の受注実績の他、「ゼロカーボンや温室効果ガスに関する事業」の受注実績も審査の対象とする(参加表明に関する書類の業務実績書に記載された実績を審査対象とする)。
- ※ 「参考見積書の妥当性」は金額の適正さを評価するものであり、金額の低さを 評価するものではない。

8 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※ 採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

9 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始する ものとする。原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するも のとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、 変更または削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。 ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委 託契約候補者として協議を行う。

10 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

アプレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額(税込み税率10%)が契約上限金額を超過したとき。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

(6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせては ならない。但し、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得 た場合はこの限りではない。

12 日程

質問受付締切り 令和3年6月21日(月)17時まで

参加表明書の受付 令和3年6月25日(金)17時まで

企画提案書等受付締切り 令和3年7月8日(木)17時まで

一次審査結果通知 令和3年7月12日(月)(予定)

審査会 令和3年7月16日(金)(予定)

二次審査結果通知 令和3年7月19日(月)(予定)

契約締結 令和3年7月21日(水)(予定)

業務開始契約締結日の翌日

事業報告書提出 令和3年12月27日(月)(予定)

業務期間 令和4年1月31日(月)まで

13 担当部署(提出先・問合せ先)

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10番1号

魚津市役所 企画政策課 未来戦略室 担当 高瀬

TEL 0765-23-1133 $\forall - \nu$ planners@city.uozu.lg.jp